

忠岡町役務等業務及び物品購入等制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 町が発注する役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務（以下「役務等業務」という。）並びに物品の購入及び製造（以下「物品購入等」という。）の契約に係る制限付一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）並びに忠岡町契約規則（平成11年忠岡町規則第7号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(一般競争入札の対象)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、役務等業務は設計金額が1,000万円以上、物品購入等は設計金額が700万円以上の案件とする。ただし、施行令第167条各号及び第167条の2第1項各号に該当するものを除く。

(入札の公告等)

第3条 町長は、前条に規定する対象案件に該当するものについて、施行令第167条の6及び契約規則第6条に規定する入札公告を作成し、忠岡町役場掲示場に掲示の方法により公告するとともに、忠岡町ホームページへの掲載その他の適切な方法により周知を図るものとする。

(入札参加資格)

第4条 町長は、制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として、次に掲げる事項を入札公告において明らかにするものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本町の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けている者であること。
- (4) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）に規定する暴力団員等（施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 忠岡町物品・役務等関係指名停止要綱又は忠岡町建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 対象案件ごとに町長が定める区域内に本社又は本町との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店を有している者であること。ただし、町内に本社を有する者で競争性が確保できる場合については、この限りでない。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると認めた者でないこと。

(10) 賃金支払いに関する労働省からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不適当であると認められた者でないこと。

(11) その他、忠岡町物品及び役務等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）において不適当であると認める者でないこと。また、委員会が別に定める資格要件に適合すること。

（申請書等及び資料の提出）

第5条 委員会は、対象案件の入札参加希望者に入札参加申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）（以下「申請書等」という。）の提出を求めるものとし、次に掲げる事項を入札公告において明らかにするものとする。

(1) 申請書等の提出期間

(2) 申請書等の提出場所

(3) 提出期間内に申請書等を提出しない者又は町長が入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができないこと。

(4) 申請書等の様式は、入札公告において示す様式により作成すること。

(5) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とすること。

(6) 提出された申請書等は、忠岡町情報公開条例（平成11年忠岡町条例第8号）の定めに基づき公開する場合を除き、入札参加資格の確認を目的とする以外で申請者に無断で使用しないこと。

(7) 提出された申請書等は、返却しないこと。

(8) 申請書等の提出期間経過後における申請書等の差替え又は再提出は認めないこと。

(9) 申請書等に関する問い合わせ先

(10) その他町長が必要と認める事項

2 前項第1号に規定する申請書等の提出期間は、公告があった日から7日間（前条第6号の規定により、入札参加資格に忠岡町の区域内に本社又は本町との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店を有している者であることを条件に付した場合は5日間とし、忠岡町の休日に関する条例（平成元年忠岡町条例第31号）第2条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 委員会は、前条第1項第11号の規定による入札参加資格を定めた場合には、申請書等の提出の際に、当該資格を満たすか否かの確認をするための資料の提出を求めるものとする。

（入札参加資格の確認）

第6条 委員会は、前条第1項の申請書等の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、その結果を競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）により郵送又は電子メールで申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認められたときは、競争入札参加資格確認通知書にその理由を記載するものとする。

2 前項の規定による通知は、申請書等の提出期間の終了日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。）に行うものとする。

（仕様書等の明示、質問の受付・回答等）

第7条 町長は、次に掲げる事項について、入札公告において明らかにするものとする。

(1) 仕様書等の明示の開始日及び方法

(2) 仕様書等に対する質問の受付期間及び方法

(3) 前号の質問に対する回答期間及び方法

- 2 前項第1号に規定する仕様書等の明示の開始日は、原則として入札公告の日と同日とする。ただし、特別の理由がある場合には、別に定めることができる。
- 3 第1項第1号に規定する仕様書等の明示の方法は、忠岡町のホームページによるものとする。ただし、入札参加希望者において、ホームページの閲覧が困難である等の特別の理由がある場合には、入札参加希望者の申出により当該仕様書等を配布することも可能とする。
- 4 第1項第2号に規定する仕様書等に対する質問の受付期間は、入札公告を行った日から起算して5日間以上（休日を含む。）とする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 6 第1項第2号に規定する質問の方法は、質問者の名称、担当者の氏名及び連絡先を記載した書面によるものとする。
- 7 第1項第3号に規定する質問に対する回答期間を定めるに当たっては、回答の開始日が質問受付の締切日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）になるようにしなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金及び契約保証金は、契約規則第8条及び第43条の規定により、減免の有無を決定し、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

(入札及び開札の執行)

第9条 入札及び開札の日時及び場所等は、入札公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第10条 町長は、契約規則第19条各号に規定する者のほか、次の各号に該当する者のした入札は無効とする旨を入札公告において明らかにするものとする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 次の事項の記載のない入札

イ. 入札金額

ロ. 入札参加資格者の指名及び捺印

- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (6) 郵便、電報又は電話による入札
- (7) 忠岡町契約規則第19条第1項に定めるもののほか、その他の条件に違反した入札

2 町長は、無効となる入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す旨を入札公告において明らかにするものとする。

(入札の宣言)

第11条 副町長は、入札を執行しようとするときは、入札に付する案件名を告げ、入札の執行を宣言するものとする。

(開札)

第12条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行わなければならない。

2 副町長は、補助者をして開札することを告げ、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

3 副町長は、開封した入札書を入札価格順に整理し、直ちに封書した予定価格調書を開封して入札価格との対比を行わなければならない。

(入札回数)

第13条 入札回数は、原則として3回とする。

(入札参加辞退の自由)

第14条 一般及び指名競争入札において、入札参加資格を得た業者の入札行為への参加辞退はこれを妨げない。

2 町は前項により入札参加を辞退したことを理由に、業者への一切の不利益な処分は行わないものとする。

(落札者の決定)

第15条 落札者は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その場においてくじにより落札者を決定する。

(その他)

第16条 その他入札の実施にあたって、この要綱に定めのない事項、又はこの要綱によりがたい場合は、委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。